

つくばスタートアップパーク

セミナールーム連携利用規約

本規約はつくばスタートアップパーク（以下「当施設」という。）内「セミナールーム（以下「当スペース」という。）」のつくば市との連携利用について定めるものとする。

第1条（利用条件）

当スペースは、多くの創業者、起業家を輩出し、成長・発展に寄与することを目的として、当施設会員や、一般起業希望者、起業家やベンチャー企業等に対し、起業や、事業化に向けた起業支援の内容のイベント・セミナー（以下「イベント等」という。）をつくば市と共催においての利用する場合を対象とする。

第2条（利用申請及び審査）

- 1 当スペースの利用申請を行う者でつくば市との連携を希望する者（以下「申請者」という。）は、別途定める「つくばスタートアップパーク オーガナイザー規約」に基づき、オーガナイザー登録を行った上で、所定の利用申請書（以下「申請書」という。）にて申し込みを行うものとする。
- 2 当施設を運営するつくば市は、申請者から提出された申請書を審査し、適正と認められた場合は申請者に利用許可の通知を行うものとする。
- 3 事務局は、申請書の内容について、当施設及び当スペースの運営主旨にそぐわないと判断した場合は、申請者の利用を断ることができる。また、申請内容把握のため、追加資料の提供を申請者に依頼することができる。
- 4 申請者は、申請書の内容に変更があった場合は、随時事務局に報告するものとする。申請書の大幅な変更については、事務局から再申請を求められる場合がある。
- 5 事務局から使用を許可された者（以下「利用者」という。）は、必要に応じて、事務局と打合せを行い、本規約に定める事項を遵守して利用を行うものとする。

第3条（利用の制限）

利用者は、当スペースの主旨に合わない次の各号に該当する利用をすることができない。

- (1) 政治的、宗教的な活動目的での利用
- (2) 営利を目的とした有料セミナーや有料カルチャー教室等の開催
- (3) 趣味や文化活動等の同好会活動
- (4) 学友会や同窓会活動
- (5) 反社会的な団体等が参加するイベント等

- (6) 当施設の管理・運営上、支障があると認められるとき
- (7) その他、つくば市及び事務局が利用条件に合わない判断した活動目的での利用

第4条（利用可能日、利用時間）

- (1) 利用可能日：年末年始や施設の管理運営上の保守点検日を除く全日
- (2) 利用可能時間：平日 11時00分～21時00分

土日祝日 11時00分～21時00分

なお、土日祝日は当施設の通常開館日ではない為、利用日程は一部制限される場合がある。

第5条（利用料金及び有償催事の際の制約）

- (1) 利用者は、イベント開催 5 営業日前までに申込をし、イベント開催前または当日、施設の受付にて現金で支払うものとする。
- (2) 利用者は、当スペース及び当施設の設備・備品を無料で利用することができる。
- (3) 当スペースで実施するイベント等は、原則として無料なものに限定をする。

第6条（利用内容の変更、取り消し）

- (1) 利用内容の変更、取り消しを行う場合は使用予定日の 5 日前までに書面にて申請するものとする。

第7条（会場の利用）

- (1) 会場内の設営及びレイアウトの変更が必要な場合は、利用者が準備を行うとともに、利用終了後の原状復帰を行う。
- (2) 当日の運営及び受付業務は利用者が行う。
- (3) 備品の貸し出し・返却は、事務局立ち会いのもと行う。
- (4) 無線 LAN を利用する場合は、パスワードを事務局に確認する。
- (5) 配布資料は、利用者で準備する。当施設に設置しているコピー機を利用して大量コピーを行うことは原則禁止する。
- (6) 事務局は、利用者がイベント等を実施する際に、当施設のパフレット等をイベント等の参加者に配布できるとともに、当施設の説明時間を 5 分程度確保することができる。
- (7) 利用者は、当施設で商品などの販売を行うことはできない。
- (8) 利用者は、台車を使った搬入、大掛りな装置の搬入等を行う場合は、あらかじめ事務局に相談する。事前申請がない場合は、対応ができない場合があることをあらかじめ了承する。

第8条（イベント告知）

1 集客は、原則として利用者が行うこととする。

なお、事務局は、当施設のホームページ、当施設内の告知スペース、当施設の会員向けメールサービスなどを使って、イベント等の告知に協力するものとする。

2 利用者は、当施設で実施するイベント等の告知ページやチラシなどの広告物に、「共催：つくばスタートアップパーク」と記載する。

3 利用者は、当施設で実施するイベント等の内容に関する問い合わせについて、責任を持って対応することとし、事務局での対応は、原則として行わないものとする。

4 利用者は、告知ページやチラシなどの広報物の連絡・問い合わせ先に利用者の電話番号やメールアドレスを記載することとし、原則として、当施設の電話番号やメールアドレスは記載しないものとする。

第9条（会場内での飲食）

(1) 利用者は、飲食を伴うイベント等を開催する場合は、申請書にその旨を記載することとする。

(2) 利用者は、飲酒を伴うイベント等を開催する場合は、原則として18時以降に実施する。

なお、参加者に未成年者が含まれる場合、飲酒を含むイベントは開催できない。利用者は、参加者に未成年が含まれないよう、集客時や受付時に厳密に管理運営を行うものとする。また、アルコール類の提供に関しては、利用者が準備したものに限り認められ、参加者の持ち込みは原則禁止とする。

当日、事務局が参加者の年齢確認をする場合があり、万一、未成年者が含まれていた場合は、利用を中止する場合がある。

(3) 利用者は、飲食物、食器などの手配、撤去、原状復帰などを行う。

(4) 事務局は、利用者が飲酒を伴うイベント等を開催した際、参加者が泥酔するなどし、他の参加者へ迷惑がかかるなどのトラブルが発生した場合は、即座にイベント等を中止し、当該イベント等を主催した利用者の今後一切の使用をお断りする場合がある。

(5) 利用者は、参加者が飲食物を床などに溢された際は、必ず事務局に申告の上、利用者の責任において原状復帰、もしくは損害の賠償をする。

(6) 利用者は、ゴミが発生した場合は事務局の指示に従いゴミの分別をする。大量にゴミが発生した場合は、事務局はかかる処理料金を利用者に徴収する場合がある。

第10条（情報発信への協力）

事務局は、イベントレポートを当施設のWebサイトなどに掲載する場合がある。事務局は、掲載にあたって、利用者と個別に調整する。

第11条（免責）

(1) 事業実施主体及び事務局は、利用者がイベント等の参加者の所有物等を棄損・汚損し

てもその損害を賠償する責を負わない。

- (2) 事業実施主体及び事務局は、利用中に生じた利用者の所有物等の盗難・棄損については、その原因に関わらず、その損害を賠償する責を負わない。
- (3) 事業実施主体及び事務局は、故意または重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等による損害について、その損害を賠償する責を負わない。
- (4) 事業実施主体及び事務局は、不測の事故、天災地変及び官公署の命令・指導などにより、当施設の利用が不可能な事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けてもその損害を賠償する責を負わない。
- (5) 事業実施主体及び事務局は、当施設の電源及び無線LAN等を利用して、パソコン等の不具合、データの消去・漏洩等の事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けてもその損害を賠償する責を負わない。

第12条（規約の変更）

事務局は、事業実施主体に確認の上、本規約を変更できるものとし、変更を行った場合は、会員に通知または公表する。

附 則

本規約は、令和元年10月1日から施行する。

制改定履歴

制定 令和元年年10月1日【初版】